

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

B

1. 公職選挙法49条第2項に基づく政令では、郵便等による不在者投票が認められるのは、作幹の障害を持つ者のうち、1級もしくは2級の者のみであるとしている。^併身障者手帳3級の者は、郵便等による不在者投票が認められていない。

2. 憲法15条1項は、公務員を選定すること国民固有の権利であると規定し、これは公務員選定のための制度である選挙において、国民が選挙権と権利として有することと定められたものであると解される。選挙権は、日本国憲法が基礎とする民主主義を支える根幹となる権利であるから、十分に保障されなければならない。

3. 一方で選挙は、全国民の代表(憲法43条)を選出するという公務としての側面を有し、公平・公正に行われなければならない。憲法47条は、選挙区、投票の方法その他両議院の選挙に関する事項は法律でこれと定めるとして、上記選挙権の保障と全うしつつ、公平かつ公正な選挙を実現するための制度の構築について、国会の合理的裁量に委ねたものと解される。

4. ^{その}選挙の公平・公正の要請から、選挙権につき一定の制約が生じることはやむを得ず、その制約が必要かつ合理的な範囲を超え、国会の選挙制度構築の裁量の脱軌となる場合にはじめて、

当該選挙制度について違憲となると解される。

5. 公職選挙法49条は、選挙日当日において、一定の事由により、投票所での投票が困難な者につき、

ページ
裏面へ

郵便等により、投票すること認め、2項は身体に重度の障害がある者につき、委任と受託に政令で定められ、~~た~~省が「この制度と利用できるものとしている、郵便による投票は、選挙管理委員会による投票の直接の立ち会いがあり、その公正さが担保される投票所での投票と異なり、自宅等で郵便物に記入する形式で行われるため、投票は選挙人の意思に基づいて行われたら等に投票所での投票ほどの公正さの担保はない、~~この方法~~この方法による投票は制限的であるべきであって、3級程度の身体障害者について認める必要はなく、投票所による投票をさせればよいとも考える。

6. (1) しかし、身体障害者手帳の障害の程度が3級の者であっても、住所のある地域、障害の程度、介助をする者の有無、選挙人の経済状況などによれば、投票所に行くことのできない者が存在~~もする~~ことは、問題文中のAの存在から、相当数見込まれる、~~また~~郵便[?]

(2) さらに、郵便等による不在者投票によって、不公正な投票がされる可能性はないとはいえないが、そのような投票がされる危険は現実に選挙の公正と害するほどの蓋然性とも、認められるとはいふことはできない。

(3) また、一定の選挙犯罪について関与し、選挙権を行使することのできない者など、投票に関して公正のため排除してもよい帰属性は、身体障害者には認めることができない

~~と争っている、だからではない。~~

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

7. 以上から、Aのようは、3級程度身障害者(体幹)に於いて投票所に来られない者と排除するようは、公選法施行令第59条の2は、~~憲法~~ Aのようは身障害者への選挙権行使を認めないものは酷な規定であって、国会の選挙制度構築の裁量に逸脱した不合理なものであるということが出来る。
 8. よ、7. 上記現行法は、憲法15条1項に反する選挙権行使の制限であるとして、違憲である。

10. 以上
 ① 判断の基準は、~~憲法~~ 判断と本件とは~~憲法~~ 共通の相違点、~~憲法~~ 本件は、具体的に~~憲法~~ 判断の基準におおきく、~~憲法~~ 説明、~~憲法~~ 判断を認める。
 ② なぜ~~憲法~~ 説明が必要。
 15. 2級、1級・2級の人は、~~憲法~~ 同様の危険がある、~~憲法~~ 3級の人に認めないのは、~~憲法~~ と言える。
 ③ 理由と説明は、~~憲法~~ 。

20. 評、~~憲法~~ 理由、~~憲法~~ 判断を認める。

25. 以上

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。